

現行	変更案
<p>第1編 横浜市における景観形成</p> <p>第1 景観計画の区域</p> <p>横浜市の行政区域（地先公有水面を含む）（以下、「横浜市全域」という。）とする。</p> <p>ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区（以下、「景観推進地区」という。）を、計画図1の1に示す区域（以下、「関内地区」という。）、計画図2に示す区域（以下、「みなとみらい21中央地区」という。）、計画図3の1に示す区域（以下、「みなとみらい21新港地区」という。）および計画図4の1に示す区域（以下、「山手地区」という。）とし、当該地区ごとに制限を適用するものとする。</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>横浜市では、市民・事業者・行政が共有すべき内容をまとめた景観形成の指針として、「横浜市景観ビジョン」を定めています。また、「横浜市景観計画」と、「横浜市魅力ある都市景観の形成に関する条例（以下、「景観条例」）」に基づく「都市景観協議地区」の2つの制度を定め、運用しています。</p> <p>「横浜市景観計画」では、横浜市全域を対象とした基準を定めたほか、<u>地区に応じた良好な景観を形成する地区（景観推進地区）</u>を指定し、行為制限や必要な手続きについて定めており、基本的・定量的なルールにより景観形成を図っています。</p> <p>「都市景観協議地区」では、景観条例に基づき、魅力ある都市景観の創造が特に必要とされる区域を定め、一定の行為に対し横浜市との協議（都市景観協議）を行うことを、行政の手続きとして位置づけています。</p>	<p>第1編 横浜市における景観形成</p> <p>第1 景観計画の区域</p> <p>横浜市の行政区域（地先公有水面を含む）（以下「横浜市全域」という。）とする。</p> <p>ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区（以下「景観推進地区」という。）を、計画図1の1に示す区域（以下「関内地区」という。）、計画図2に示す区域（以下「みなとみらい21中央地区」という。）、計画図3の1に示す区域（以下「みなとみらい21新港地区」という。）<u>及び</u>計画図4の1に示す区域（以下「山手地区」という。）とし、当該地区ごとに制限を適用するものとする。</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>横浜市では、市民・事業者・行政が共有すべき内容をまとめた景観形成の指針として、「横浜市景観ビジョン」を定めています。また、「横浜市景観計画」と、「横浜市魅力ある都市景観の形成に関する条例（以下「景観条例」という。）」に基づく「都市景観協議地区」の2つの制度を定め、運用しています。</p> <p>「横浜市景観計画」では、横浜市全域を対象とした基準を定めたほか、景観推進地区を指定し、行為制限や必要な手続きについて定めており、基本的・定量的なルールにより景観形成を図っています。</p> <p>「都市景観協議地区」では、景観条例に基づき、魅力ある都市景観の創造が特に必要とされる区域を定め、一定の行為に対し横浜市との協議（都市景観協議）を行うことを、行政の手続きとして位置づけています。</p> <p>景観ビジョンの理念を踏まえ、全市民で共有される価値観を実現するため</p>

現行	変更案
<p>景観ビジョンの理念を踏まえ、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用と、市民・事業者・行政が共に議論し様々なアイデアを出し合う都市景観協議地区の推進により、市内全域で良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成を図ることを、横浜市における良好な景観の形成に関する方針とします。</p> <p>1 良好な景観形成の意義</p> <p>横浜市では、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、市民・事業者・行政が協力しながら、長い年月をかけて、豊かな水・緑環境や歴史的建造物などを生かした先進的なまちづくりを進めてきました。みなとみらい <u>21</u> 地区の整ったスカイライン、海からの美しい夜景、関内地区の歴史的建造物を中心とした開港以来の歴史を感じさせる街並みなど、横浜ならではの景観を求めて、多くの観光客が横浜を訪れています。また住宅地や商店街などでは、市民自らが街の景観づくりにたずさわることにより、安らぎや親しみのある街並みがつくれ、地域への愛着も育まれています。「良好な景観の形成」は豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組です。</p> <p>また現在、横浜市においても人口減少や高齢社会の時代を迎え、今後、人口構成や産業構造の変化などに対応し、集約・再生型のまちづくりが必要となることが想定されています。市民生活の豊かさや、観光振興や企業誘致等の都市間競争の視点からも、良好な景観を維持し、新たに創出することは、より一層欠かせない取組です。良好な景観は横浜に関わる全ての人々共通の資産であると考え、市民や事業者の創意工夫や既存ストックを<u>いかし</u>ながら、市民・事業者・行政が協力して、景観面からも更なる魅力づくりを進めていくことが求められています。</p>	<p>の景観計画の活用と、市民・事業者・行政が共に議論し様々なアイデアを出し合う都市景観協議地区の推進により、市内全域で良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成を図ることを、横浜市における良好な景観の形成に関する方針とします。</p> <p>1 良好な景観形成の意義</p> <p>横浜市では、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、市民・事業者・行政が協力しながら、長い年月をかけて、豊かな水・緑環境や歴史的建造物などを生かした先進的なまちづくりを進めてきました。みなとみらい <u>2 1</u> 地区の整ったスカイライン、海からの美しい夜景、関内地区の歴史的建造物を中心とした開港以来の歴史を感じさせる街並みなど、横浜ならではの景観を求めて、多くの観光客が横浜を訪れています。また住宅地や商店街などでは、市民自らが街の景観づくりにたずさわることにより、安らぎや親しみのある街並みがつくれ、地域への愛着も育まれています。「良好な景観の形成」は豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組です。</p> <p>また現在、横浜市においても人口減少や高齢社会の時代を迎え、今後、人口構成や産業構造の変化などに対応し、集約・再生型のまちづくりが必要となることが想定されています。市民生活の豊かさや、観光振興や企業誘致等の都市間競争の視点からも、良好な景観を維持し、新たに創出することは、より一層欠かせない取組です。良好な景観は横浜に関わる全ての人々共通の資産であると考え、市民や事業者の創意工夫や既存ストックを<u>生かし</u>ながら、市民・事業者・行政が協力して、景観面からも更なる魅力づくりを進めていくことが求められています。</p>

現行	変更案
<p>2 良好な景観形成の考え方</p> <p>広大な都市である横浜市において、「良好な景観」は場所により異なります。下に示す「横浜らしい景観をつくる 10 のポイント」と、地形や歴史、都市機能、計画上の位置づけ等から景観の特徴で6つのエリアに分類した「地域ごとの景観づくりの方向性」を手がかりに、その場所ならではの景観の将来像を考え、良好な景観形成を図ります。また、景観推進地区においては、これらに加えて地区ごとに示される方針を<u>ふまえて</u>良好な景観を形成します。</p> <p>【横浜らしい景観をつくる 10 のポイント】省略</p> <p>【地域ごとの景観づくりの方向性】</p> <p>① 臨海部 物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさを<u>いかした</u>景観づくりを進めていきます。</p> <p>② 都心部 多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の<u>2大拠点</u>の景観づくりを進めていきます。</p> <p>③ 高密度な既成市街地 親しみのある街並みや高低差を<u>いかした</u>景観づくりを進めていきます。</p> <p>④ 郊外駅前および周辺 地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人との交流を<u>いかした</u>景観づくりを進めていきます。</p> <p>⑤～⑥ 省略</p>	<p>2 良好な景観形成の考え方</p> <p>広大な都市である横浜市において、「良好な景観」は場所により異なります。下に示す「横浜らしい景観をつくる 10 のポイント」と、地形や歴史、都市機能、計画上の位置づけ等から景観の特徴で6つのエリアに分類した「地域ごとの景観づくりの方向性」を手がかりに、その場所ならではの景観の将来像を考え、良好な景観形成を図ります。また、景観推進地区においては、これらに加えて地区ごとに示される方針を<u>踏まえて</u>良好な景観を形成します。</p> <p>【横浜らしい景観をつくる 10 のポイント】省略</p> <p>【地域ごとの景観づくりの方向性】</p> <p>① 臨海部 物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさを<u>生かした</u>景観づくりを進めていきます。</p> <p>② 都心部 多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の<u>二大拠点</u>の景観づくりを進めていきます。</p> <p>③ 高密度な既成市街地 親しみのある街並みや高低差を<u>生かした</u>景観づくりを進めていきます。</p> <p>④ 郊外駅前<u>及び</u>周辺 地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人との交流を<u>生かした</u>景観づくりを進めていきます。</p> <p>⑤～⑥ 省略</p>

現行	変更案
<p>第3 景観重要建造物の指定の方針</p> <p>横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。</p> <p>豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。</p> <p>このような都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定するものとします。</p> <p>ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第3 景観重要建造物の指定の方針</p> <p>横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。</p> <p>豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。</p> <p>このような都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定するものとします。</p> <p>ただし、景観推進地区で別途定める場合は、<u>この限りでない</u>ものとします。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>
<p>第4 景観重要樹木の指定の方針</p> <p>横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。</p> <p>豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。</p>	<p>第4 景観重要樹木の指定の方針</p> <p>横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。</p> <p>豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。</p>

新旧対照表（横浜市景観計画）

現行	変更案
<p>このような都市景観を構成する次のような樹木を景観重要樹木として指定するものとします。</p> <p>ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>このような都市景観を構成する次のような樹木を景観重要樹木として指定するものとします。</p> <p>ただし、景観推進地区で別途定める場合は、<u>この限りでないものとします。</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p>

現行	変更案
<p>第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画</p> <p>第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>本市には、緑の七大拠点など、まとまった樹林地のほか、地形的特色から多くの斜面緑地が残されており、その景観は市民に潤いと安らぎを与えています。この斜面緑地は、横浜市の魅力を高める貴重な景観要素であり、その特徴を生かしつつ、良好な街並み景観を形成していくことが求められています。</p> <p>本市では、既に、「横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（以下、「地下室マンション条例」という。）」等を制定し、斜面地における共同住宅を周辺の住環境と調和するよう誘導しています。</p> <p>しかし一方で、戸建住宅など、地下室マンション以外の開発では、斜面緑地が失われるとともに、高い擁壁が築造されるなど、周囲へ圧迫感を与えている場合がみられます。</p> <p>そこで、さらに「斜面緑地における開発行為に関する景観計画」により、これらの開発についても、良質な環境を備えた開発計画を誘導し、斜面緑地の地形や緑と調和した良好な景観の形成を図る必要があります。</p> <p>このような背景を踏まえ、次の3つの考え方に基づいて、斜面緑地における開発を適切に誘導し、また、良好な維持管理等により、将来にわたり緑の環境を維持します。</p>	<p>第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画</p> <p>第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>本市には、緑の七大拠点など、まとまった樹林地のほか、地形的特色から多くの斜面緑地が残されており、その景観は市民に潤いと安らぎを与えています。この斜面緑地は、横浜市の魅力を高める貴重な景観要素であり、その特徴を生かしつつ、良好な街並み景観を形成していくことが求められています。</p> <p>本市では、既に、「横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（以下「地下室マンション条例」という。）」等を制定し、斜面地における共同住宅を周辺の住環境と調和するよう誘導しています。</p> <p>しかし一方で、戸建住宅など、地下室マンション以外の開発では、斜面緑地が失われるとともに、高い擁壁が築造されるなど、周囲へ圧迫感を与えている場合がみられます。</p> <p>そこで、さらに「斜面緑地における開発行為に関する景観計画」により、これらの開発についても、良質な環境を備えた開発計画を誘導し、斜面緑地の地形や緑と調和した良好な景観の形成を図る必要があります。</p> <p>このような背景を踏まえ、次の3つの考え方に基づいて、斜面緑地における開発を適切に誘導し、また、良好な維持管理等により、将来にわたり緑の環境を維持します。</p>

新旧対照表（横浜市景観計画）

現行	変更案
I～Ⅲ 省略 第3 省略	I～Ⅲ 省略 第3 省略

現行	変更案
<p>第3編 景観推進地区ごとの景観計画</p> <p>第1章 関内地区における景観計画</p> <p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>1 関内地区全域の方針</p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I、II 省略</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を<u>活か</u>しながら新しい文化を生み出す街を創る。</p> <p>IV 省略</p>	<p>第3編 景観推進地区ごとの景観計画</p> <p>第1章 関内地区における景観計画</p> <p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>1 関内地区全域の方針</p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I、II 省略</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を<u>生か</u>しながら新しい文化を生み出す街を創る。</p> <p>IV 省略</p>

現行	変更案
<p>方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。</p> <p>(1) ～ (10) 省略</p> <p>2 地区別の方針</p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) 山下町特定地区</p> <p>開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を<u>活かし</u>、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。</p> <p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 北仲通り北特定地区</p> <p>港町の歴史を伝える歴史的景観を<u>活かし</u>、関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。</p> <p>ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を<u>活かし</u>、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。</p> <p>イ 関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。</p> <p>ウ 省略</p> <p>(6) 北仲通り南特定地区</p> <p>関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。</p>	<p>方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。</p> <p>(1) ～ (10) 省略</p> <p>2 地区別の方針</p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) 山下町特定地区</p> <p>開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を<u>生かし</u>、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。</p> <p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 北仲通り北特定地区</p> <p>港町の歴史を伝える歴史的景観を<u>生かし</u>、関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。</p> <p>ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を<u>生かし</u>、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。</p> <p>イ 関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。</p> <p>ウ 省略</p> <p>(6) 北仲通り南特定地区</p> <p>関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい <u>21</u> 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。</p>

現行	変更案
<p>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区 開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋<u>埠頭</u>の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。</p> <p>(8) ～ (13) 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限 関内地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。 なお、「ア 関内地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(ア) ～ (ウ) 省略</p>	<p>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区 開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋<u>ふ頭</u>の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。</p> <p>(8) ～ (13) 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限 関内地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。 なお、「ア 関内地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(ア) ～ (ウ) 省略</p>

現行	変更案
<p>(エ) 関内駅前特定地区</p> <p>a 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表 1 のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>b 建築物の計画図 1 の 2 に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図 1 の 8 に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表 9 のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>c～e 省略</p> <p>f 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表 1 のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>g 計画図 1 の 2 に示す「駅前広場」（計画図 1 の 8 に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のと</p>	<p>(エ) 関内駅前特定地区</p> <p>a 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表 1 のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>b 建築物の計画図 1 の 2 に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図 1 の 8 に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表 9 のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>c～e 省略</p> <p>f 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表 1 のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>g 計画図 1 の 2 に示す「駅前広場」（計画図 1 の 8 に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のと</p>

現行	変更案
<p>れた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>別表9 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 壁面の位置の指定</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図1の6に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限</p> <p>ア 計画図1の7に示す「歴史的界隈形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。</p> <p>イ 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照ら</p>	<p>れた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>別表9 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 壁面の位置の指定</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図1の6に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限</p> <p><u>特定照明は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内（同一区域における前回の投光期間終了日の翌日から起算して、前回の投光期間の5倍の日数を空ける場合に限る。）又は1日あたり10分以内に限り行うものは、この限りでない。</u></p> <p>ア 計画図1の7に示す「歴史的界隈形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。</p> <p>イ 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照ら</p>

現行	変更案
<p>してはならない。</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1 関内地区全域の制限</p> <p>映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>してはならない。</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1 関内地区全域の制限</p> <p><u>＜映像装置＞</u></p> <p>映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。</p> <p><u>＜投影広告物＞</u></p> <p><u>（1）投影広告物は、表示することができない。ただし、催物等のために表示するもので、次のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア 投影期間を原則として7日以内とし、投影開始日については、同一</p>

現行	変更案
<p>2 地区別の制限</p> <p>関内地区全域の制限のほかに、計画図 1 の 1 に示す地区ごとの制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 山下町特定地区</p> <p>ア 山下公園通りゾーン</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>a～c 省略</p> <p><屋上看板>、<壁面看板>、<広告塔・広告板>、<そで看板>、<照明装置・映像装置>省略</p> <p>イ～キ 省略</p>	<p><u>区域における前回の投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の 5 倍の日数を空ける場合</u></p> <p><u>イ 投影時間が原則として 1 日あたり 10 分以内である場合</u></p> <p><u>(2) 投影広告物の表示については、2 の地区別の制限は適用しない。</u></p> <p>2 地区別の制限</p> <p>関内地区全域の制限のほかに、計画図 1 の 1 に示す地区ごとの制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 山下町特定地区</p> <p>ア 山下公園通りゾーン</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a～c 省略</p> <p><屋上看板>、<壁面看板>、<広告塔・広告板>、<そで看板>、<照明装置・映像装置>省略</p> <p>イ～キ 省略</p>

現行	変更案
<p>(2) 馬車道周辺特定地区 <屋外広告物 共通>、<屋上看板>省略</p> <p><壁面看板> ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、次の各号に適合するものはこの限りでない。 (ア)、(イ) 省略 エ 省略</p> <p><広告塔・広告板>、<そで看板>、<照明装置・映像装置>省略</p> <p>(3) 日本大通り特定地区 <屋外広告物 共通>、<屋上看板>、<壁面看板>、<広告塔・広告板>、<そで看板>、<照明装置・映像装置>省略</p> <p><広告幕> ク 広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内に限り設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものはこの限りでない。 (ア)、(イ) 省略</p> <p>(4) ～ (7) 省略</p> <p>(8) 海岸通り準特定地区 <屋上看板>省略</p>	<p>(2) 馬車道周辺特定地区 <屋外広告物 共通>、<屋上看板>省略</p> <p><壁面看板> ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、次の各号に適合するものは、<u>この</u>限りでない。 (ア)、(イ) 省略 エ 省略</p> <p><広告塔・広告板>、<そで看板>、<照明装置・映像装置>省略</p> <p>(3) 日本大通り特定地区 <屋外広告物 共通>、<屋上看板>、<壁面看板>、<広告塔・広告板>、<そで看板>、<照明装置・映像装置>省略</p> <p><広告幕> ク 広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内に限り設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、<u>この</u>限りでない。 (ア)、(イ) 省略</p> <p>(4) ～ (7) 省略</p> <p>(8) 海岸通り準特定地区 <屋上看板>省略</p>

現行	変更案
<p><壁面看板> イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。 （ア）上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 a 省略 b みなとみらい <u>21</u> 新港地区又は計画図 1 の 3 に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置せず、かつ、海岸通り準特定地区の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの （イ）省略</p> <p><広告塔・広告板>省略</p> <p><そで看板> エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。 （ア）省略 （イ）計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内のみなと大通り又はこの街路に面する位置に設置するもので、上端の高さが地上 15mを超えるものは、表示面をみなとみらい <u>21</u> 新港地区及び計画図 1 の 3 に示す大さん橋の「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p><照明装置・映像装置>省略</p> <p>(9) 省略</p>	<p><壁面看板> イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。 （ア）上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 a 省略 b みなとみらい <u>2 1</u> 新港地区又は計画図 1 の 3 に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置せず、かつ、海岸通り準特定地区の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの （イ）省略</p> <p><広告塔・広告板>省略</p> <p><そで看板> エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。 （ア）省略 （イ）計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内のみなと大通り又はこの街路に面する位置に設置するもので、上端の高さが地上 15mを超えるものは、表示面をみなとみらい <u>2 1</u> 新港地区及び計画図 1 の 3 に示す大さん橋の「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p><照明装置・映像装置>省略</p> <p>(9) 省略</p>

現行	変更案
<p>(10) 吉浜町周辺準特定地区</p> <p>＜屋上看板＞省略</p> <p>＜壁面看板＞</p> <p>イ 上端の高さが地上 15mを超える壁面看板は、計画図 1 の 3 に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積は 10 m²以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するものはこの限りでない。</p> <p>＜広告塔・広告板＞省略</p> <p>第 6、第 7 省略</p>	<p>(10) 吉浜町周辺準特定地区</p> <p>＜屋上看板＞省略</p> <p>＜壁面看板＞</p> <p>イ 上端の高さが地上 15mを超える壁面看板は、計画図 1 の 3 に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積は 10 m²以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するものは、<u>この</u>限りでない。</p> <p>＜広告塔・広告板＞省略</p> <p>第 6、第 7 省略</p>

現行	変更案
<p>第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画</p> <p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>1 みなとみらい21中央地区全域の方針</p> <p>みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。</p> <p>当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。</p> <p>当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペDESTリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区の拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。</p>	<p>第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画</p> <p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>1 みなとみらい21中央地区全域の方針</p> <p>みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。</p> <p>当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。</p> <p>当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペDESTリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区の拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。</p>

現行	変更案
<p>これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。</p> <p>I、II 省略</p> <p>III みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。</p> <p>また、みなとみらい21中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。</p> <p>2 みなとみらい大通り沿道地区の方針</p> <p>みなとみらい大通りは、横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ主要幹線道路であり、みなとみらい21地区の顔となる目抜き通りとなっている。</p> <p>みなとみらい大通り沿道の地区は、目抜き通りとしての魅力ある景観形成を進めるほか、みなとみらい21中央地区のスカイラインを形成する上で重要な地区であることから、質の高い業務機能等の集積による積極的な超高層建築物の誘導など、風格ある沿道景観の形成を目指す。</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>みなとみらい21中央地区における良好な景観の形成のための行為の制限の</p>	<p>これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。</p> <p>I、II 省略</p> <p>III みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。</p> <p>また、みなとみらい21中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。</p> <p>2 みなとみらい大通り沿道地区の方針</p> <p>みなとみらい大通りは、横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ主要幹線道路であり、みなとみらい21地区の顔となる目抜き通りとなっている。</p> <p>みなとみらい大通り沿道の地区は、目抜き通りとしての魅力ある景観形成を進めるほか、みなとみらい21中央地区のスカイラインを形成する上で重要な地区であることから、質の高い業務機能等の集積による積極的な超高層建築物の誘導など、風格ある沿道景観の形成を目指す。</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>みなとみらい21中央地区における良好な景観の形成のための行為の制限</p>

現行	変更案
<p>景観形成基準は、次の(1)のとおりとする。また、みなとみらい <u>21</u> 中央地区のうち、みなとみらい大通り沿道地区においては(1)及び(2)のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。</p> <p>(1) みなとみらい <u>21</u> 中央地区全域の景観形成基準 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>第3 景観重要建造物の指定の方針 みなとみらい <u>21</u> 中央地区は、埠頭や造船所等が存在していた歴史や、港等を尊重しながら、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。 このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。</p> <p>(1)、(2) 省略 (3) みなとみらい <u>21</u> 中央地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物</p> <p>第4 景観重要樹木の指定の方針 みなとみらい <u>21</u> 中央地区における緑は、水際の臨港パークや日本丸メモリアルパーク、地区の南北を貫くグランモール公園などの都心部の憩いを創出する公園や、海に向かう街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。</p>	<p>の景観形成基準は、次の(1)のとおりとする。また、みなとみらい <u>21</u> 中央地区のうち、みなとみらい大通り沿道地区においては(1)及び(2)のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。</p> <p>(1) みなとみらい <u>21</u> 中央地区全域の景観形成基準 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>第3 景観重要建造物の指定の方針 みなとみらい <u>21</u> 中央地区は、埠頭や造船所等が存在していた歴史や、港等を尊重しながら、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。 このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。</p> <p>(1)、(2) 省略 (3) みなとみらい <u>21</u> 中央地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物</p> <p>第4 景観重要樹木の指定の方針 みなとみらい <u>21</u> 中央地区における緑は、水際の臨港パークや日本丸メモリアルパーク、地区の南北を貫くグランモール公園などの都心部の憩いを創出する公園や、海に向かう街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。</p>

現行	変更案
<p>このようなみなとみらい <u>21</u> 中央地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) みなとみらい <u>21</u> 中央地区の歴史を伝える樹木</p> <p>(4) みなとみらい <u>21</u> 中央地区の特徴的な街並みを構成する樹木</p>	<p>このようなみなとみらい <u>21</u> 中央地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) みなとみらい <u>21</u> 中央地区の歴史を伝える樹木</p> <p>(4) みなとみらい <u>21</u> 中央地区の特徴的な街並みを構成する樹木</p>
<p>第5 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>計画図2に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p> <p>整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい <u>21</u> 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状、色彩はみなとみらい <u>21</u> 地区にふさわしいデザインとする。</p> <p>(2)、(3) 省略</p>	<p>第5 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>計画図2に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p> <p>整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい <u>21</u> 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状、色彩はみなとみらい <u>21</u> 地区にふさわしいデザインとする。</p> <p>(2)、(3) 省略</p>

現行	変更案
<p>2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準</p> <p>(1) グランモール公園</p> <p>整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい <u>21</u> 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>ア 公園内の設備及び施設などは、みなとみらい <u>21</u> 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、通景や歩行空間等へ配慮した形態意匠とする。</p> <p>イ 横浜美術館前における空間は、美術館との調和を配慮した設えとする。</p> <p>ウ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい <u>21</u> 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>(2) 高島中央公園</p> <p>整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい <u>21</u> 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい <u>21</u> 中央地区にふさわしい</p>	<p>2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準</p> <p>(1) グランモール公園</p> <p>整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい <u>2 1</u> 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>ア 公園内の設備及び施設などは、みなとみらい <u>2 1</u> 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、通景や歩行空間等へ配慮した形態意匠とする。</p> <p>イ 横浜美術館前における空間は、美術館との調和に配慮したしつらえとする。</p> <p>ウ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい <u>2 1</u> 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>(2) 高島中央公園</p> <p>整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい <u>2 1</u> 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい <u>2 1</u> 中央地区にふさわしい</p>

現行	変更案
<p>落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>3 港湾施設の整備に関する事項</p> <p>整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい <u>21</u> 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 臨港パーク</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい <u>21</u> 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>(2) 日本丸メモリアルパーク</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい <u>21</u> 地区中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>第6 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</p> <p>計画図2に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。</p>	<p>落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>3 港湾施設の整備に関する事項</p> <p>整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい <u>21</u> 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 臨港パーク</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい <u>21</u> 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>(2) 日本丸メモリアルパーク</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい <u>21</u> 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>第6 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準</p> <p>計画図2に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。</p>

現行	変更案
<p>1 道路に関する事項（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条の占用許可の基準）</p> <p>占用許可の基準は、新たに設ける設備及び施設の形状、色彩について、みなとみらい <u>21</u> 地区にふさわしい形態意匠とする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの、既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観変更を生じないものに限る。）又は催物等のために一時的に設けるものは、この限りでない。</p> <p>2 都市公園に関する事項（都市公園法第 7 条の占用許可の基準）</p> <p>(1) グランモール公園</p> <p>占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>ア 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい <u>21</u> 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、ふさわしい通景や歩行空間などへ配慮した形態意匠とする。</p> <p>イ 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい <u>21</u> 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>(2) 高島中央公園</p> <p>占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインさ</p>	<p>1 道路に関する事項（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条の占用許可の基準）</p> <p>占用許可の基準は、新たに設ける設備及び施設の形状、色彩について、みなとみらい <u>2 1</u> 地区にふさわしい形態意匠とする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの、既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観変更を生じないものに限る。）又は催物等のために一時的に設けるものは、この限りでない。</p> <p>2 都市公園に関する事項（都市公園法第 7 条の占用許可の基準）</p> <p>(1) グランモール公園</p> <p>占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>ア 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい <u>2 1</u> 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、ふさわしい通景や歩行空間などへ配慮した形態意匠とする。</p> <p>イ 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい <u>2 1</u> 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p> <p>(2) 高島中央公園</p> <p>占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインさ</p>

現行	変更案
<p>れているもの又は既に受けている占有許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 公園内の設備、施設及び占有物等は、みなとみらい <u>21</u> 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p>	<p>れているもの又は既に受けている占有許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 公園内の設備、施設及び占有物等は、みなとみらい <u>2.1</u> 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。</p>

現行	変更案
<p>第3章 みなとみらい 21 新港地区における景観計画</p> <p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>みなとみらい 21 新港地区（以下「新港地区」という。）では、近代港湾発祥の地としての歴史性を<u>活か</u>し、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい 21 中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観をつくってきた。</p> <p>新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地でありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を<u>活か</u>すため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。</p> <p>このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、新港地区の特徴を<u>活か</u>した景観形成を図るためには、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。</p> <p>これら地区の特徴を伸長し、新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。</p> <p>I～II 省略</p>	<p>第3章 みなとみらい 2 1 新港地区における景観計画</p> <p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>みなとみらい 2 1 新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史性を<u>生か</u>し、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい 2 1 中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観をつくってきた。</p> <p>みなとみらい 2 1 新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地でありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を<u>生か</u>すため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。</p> <p>このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、<u>みなとみらい 2 1 新港地区の特徴を生かした</u>景観形成を図るためには、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。</p> <p>これら地区の特徴を伸長し、<u>みなとみらい 2 1 新港地区の街並みを</u>さらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。</p> <p>I～II 省略</p>

現行	変更案
<p>Ⅲ “島”としての個性の演出</p> <p>⑤ 歴史やみなとらしさを<u>活かした</u>シークエンス景観をつくる。</p> <p>⑥、⑦ 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>新港地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p><見通し景観の確保>、<街並み形成> 省略</p> <p><色彩></p> <p>エ 建築物の外壁の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 遊園地などで遊具等の建築物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p>	<p>Ⅲ “島”としての個性の演出</p> <p>⑤ 歴史やみなとらしさを<u>生かした</u>シークエンス景観をつくる。</p> <p>⑥、⑦ 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p><u>みなとみらい21</u>新港地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p><見通し景観の確保>、<街並み形成> 省略</p> <p><色彩></p> <p>エ 建築物の外壁の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 遊園地などで遊具等の建築物をまとめて設置するもので、<u>みなとみらい21</u>新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p>

現行	変更案
<p>(エ) 設置期間が 30 日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(オ) 設置期間が 30 日を超え 90 日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(カ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合</p> <p>オ 建築物の屋根・屋上の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表 1 のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 設置期間が 30 日を超え 90 日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(ウ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合</p> <p>カ 工作物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表 1 のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当すると市長が認めた場合</p> <p> a 広域の範囲で統一してデザインされていて、新港地区の景観形成に寄与するもの</p> <p> b 小規模なもので新港地区の街並みを阻害しないもの</p>	<p>(エ) 設置期間が 30 日以下の催事等のために一時的に設置するもので、<u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(オ) 設置期間が 30 日を超え 90 日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、<u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(カ) <u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合</p> <p>オ 建築物の屋根・屋上の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表 1 のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 設置期間が 30 日を超え 90 日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、<u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(ウ) <u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合</p> <p>カ 工作物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表 1 のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当すると市長が認めた場合</p> <p> a 広域の範囲で統一してデザインされていて、<u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区の景観形成に寄与するもの</p> <p> b 小規模なもので<u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区の街並みを阻害しないもの</p>

現行	変更案
<p>(ウ) 新港地区にふさわしい低層部の賑わいに寄与するものと市長が認めた場</p> <p>(エ) 遊園地などで遊具等の工作物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(オ) 金属等の素材の色彩または、鋳物又はこれに類するもので、マンセル表色系で色相が5 B G、明度が3、彩度が6程度で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合。</p> <p>(カ) 省略</p> <p>(キ) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(ク) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(ケ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合</p> <p>別表1 省略</p>	<p>(ウ) <u>みなとみらい21</u>新港地区にふさわしい低層部の賑わいに寄与するものと市長が認めた場</p> <p>(エ) 遊園地などで遊具等の工作物をまとめて設置するもので、<u>みなとみらい21</u>新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(オ) 金属等の素材の色彩または、鋳物又はこれに類するもので、マンセル表色系で色相が5 B G、明度が3、彩度が6程度で、<u>みなとみらい21</u>新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合</p> <p>(カ) 省略</p> <p>(キ) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、<u>みなとみらい21</u>新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(ク) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、<u>みなとみらい21</u>新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>(ケ) <u>みなとみらい21</u>新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合</p> <p>別表1 省略</p>
<p><屋根・屋上></p> <p>ク 建築物の屋上に設置する設備や工作物等は、周囲から容易に望見できない配置や、ルーバー等による遮蔽や形態意匠の工夫など、風格が感じられる見下ろし景観及び眺望景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p><屋根・屋上></p> <p>キ 建築物の屋上に設置する設備や工作物等は、周囲から容易に望見できない配置や、ルーバー等による遮蔽や形態意匠の工夫など、風格が感じられる見下ろし景観及び眺望景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p>

現行	変更案
<p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>第3 景観重要建造物の指定の方針</p> <p>新港地区は、近代港湾発祥の地としての歴史性と、島としての個性を活かした街づくりにより、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 新港地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物</p> <p>第4 景観重要樹木の指定の方針</p> <p>新港地区の景観形成の要素としては、新港パークや運河パーク、赤レンガパーク、自動車などの緑地や、街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。このような新港地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 新港地区の歴史を伝える樹木</p> <p>(4) 新港地区の特徴的な街並みを構成する樹木</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外</p>	<p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>第3 景観重要建造物の指定の方針</p> <p><u>みなとみらい21</u>新港地区は、近代港湾発祥の地としての歴史性と、島としての個性を生かした街づくりにより、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) <u>みなとみらい21</u>新港地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物</p> <p>第4 景観重要樹木の指定の方針</p> <p><u>みなとみらい21</u>新港地区の景観形成の要素としては、新港パークや運河パーク、赤レンガパーク、自動車などの緑地や、街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。このような<u>みなとみらい21</u>新港地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) <u>みなとみらい21</u>新港地区の歴史を伝える樹木</p> <p>(4) <u>みなとみらい21</u>新港地区の特徴的な街並みを構成する樹木</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p><u>みなとみらい21</u>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するた</p>

現行	変更案
<p>広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1 屋外広告物共通 屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 表示面積の合計が 5 m²以下、かつ、上端の高さが地上 5 m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>イ 次の各号に適合するもので、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合 (ア)～(オ) 省略</p> <p>ウ 設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合</p>	<p>め、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、<u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1 屋外広告物共通 屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が 90 日以下の催事等のために一時的に設置等するもの又は原則として 1 日あたり 10 分以内に限り設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 表示面積の合計が 5 m²以下、かつ、上端の高さが地上 5 m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、<u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>イ 次の各号に適合するもので、<u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合 (ア)～(オ) 省略</p> <p>ウ 設置期間が 90 日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、<u>みなとみらい 2 1</u> 新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合</p>

現行	変更案
<p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する屋外広告物で、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ア 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m² 以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもの</p> <p>イ 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> <p>ウ 催事等のために一時的に設置等するもの</p> <p>(3) ～ (6) 省略</p>	<p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する屋外広告物で、<u>みなとみらい21新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m² 以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもの</p> <p>イ 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> <p>ウ 催事等のために一時的に設置等するもの<u>又は原則として1日あたり10分以内に限り設置等するもの</u></p> <p>(3) ～ (6) 省略</p> <p>(7) <u>投影広告は、表示することができない。ただし、次のいずれかに該当し、みなとみらい21新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>投影期間を原則として7日以内とし、投影開始日については、同一区域における前回の投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の5倍の日数を空ける場合</u></p> <p>イ <u>投影時間が原則として1日あたり10分以内である場合</u></p>
<p>2 屋外広告物の種類ごとの規格</p> <p>屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>2 屋外広告物の種類ごとの規格</p> <p>屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するもの<u>又は原則として1日あたり10分以内に限り設置等するものを除く。</u>）の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、<u>みなとみらい21新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。</u></p>

現行	変更案
<p><壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）>、<そで看板>省略</p> <p><広告塔、広告板></p> <p>(3) 広告塔、広告板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>ア 1面当たりの表示面積は10㎡以下とすること。</p> <p>イ 省略</p> <p>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p> <p>道路の整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽微なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 道路に関する共通事項</p> <p>ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又</p>	<p><壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）>、<そで看板>省略</p> <p><広告塔、広告板></p> <p>(3) 広告塔、広告板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>ア 1面あたりの表示面積は10㎡以下とすること。</p> <p>イ 省略</p> <p>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p> <p>道路の整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい21新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽微なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 道路に関する共通事項</p> <p>ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又</p>

現行	変更案
<p>はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。</p> <p>イ、ウ 省略</p> <p>(2) 道路ごとの整備に関する事項</p> <p>(1)のほか、道路ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>＜新港3号線＞、＜臨港幹線＞、＜その他の道路＞省略</p> <p>＜橋梁（新港橋、万国橋、国際橋）＞</p> <p>エ 橋梁（新港橋、万国橋、国際橋に限る。）の整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 新港地区への玄関として、歴史が感じられるなど特徴ある形態意匠とする。</p> <p>(イ)、(ウ) 省略</p> <p>2 港湾施設の整備に関する事項</p> <p>整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 港湾緑地</p> <p>ア 港湾緑地に関する共通事項</p>	<p>はこれらに付随する柱等は<u>みなとみらい21</u>新港地区にふさわしい形態意匠とする。</p> <p>イ、ウ 省略</p> <p>(2) 道路ごとの整備に関する事項</p> <p>(1)のほか、道路ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>＜新港3号線＞、＜臨港幹線＞、＜その他の道路＞省略</p> <p>＜橋梁（新港橋、万国橋、国際橋、<u>女神橋</u>）＞</p> <p>エ 橋梁（新港橋、万国橋、国際橋、<u>女神橋</u>に限る。）の整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>みなとみらい21</u>新港地区への玄関として、歴史が感じられるなど特徴ある形態意匠とする。</p> <p>(イ)、(ウ) 省略</p> <p>2 港湾施設の整備に関する事項</p> <p>整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは<u>みなとみらい21</u>新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 港湾緑地</p> <p>ア 港湾緑地に関する共通事項</p>

現行	変更案
<p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 緑地内の設備及び施設等は、新港地区にふさわしい落ち着いた形態意匠とする。</p> <p>(エ)～(カ) 省略</p> <p>イ 港湾緑地ごとの整備に関する事項</p> <p>アのほか、港湾緑地ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><赤レンガパーク>、<自動車道>、<運河パーク>省略</p> <p><新港中央広場></p> <p><u>(エ) 新港中央広場のうち、7街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。</u></p> <p>(オ) 新港中央広場のうち、8街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p><新港パーク></p> <p>(カ) 新港パークの整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。</p>	<p>(ア)、(イ) 省略</p> <p>(ウ) 緑地内の設備及び施設等は、<u>みなとみらい21</u>新港地区にふさわしい落ち着いた形態意匠とする。</p> <p>(エ)～(カ) 省略</p> <p>イ 港湾緑地ごとの整備に関する事項</p> <p>アのほか、港湾緑地ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><赤レンガパーク>、<自動車道>、<運河パーク>省略</p> <p><新港中央広場></p> <p>(エ) 緑地内の設備、施設及び植栽等について、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p><新港パーク></p> <p>(オ) 新港パークの整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい<u>21</u>中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。</p>

現行	変更案
<p>(2) 港湾道路の整備に関する事項</p> <p>ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。</p> <p>イ、ウ 省略</p> <p>第7 省略</p>	<p><ハンマーヘッドパーク></p> <p><u>(カ) ハンマーヘッドパークの整備に関する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫への眺望を妨げないよう配慮した配置とする。</u></p> <p><u>b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、ハンマーヘッドクレーンなど歴史的資源と調和した形態意匠とする。</u></p> <p>(2) 港湾道路の整備に関する事項</p> <p>ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は<u>みなとみらい2 1</u>新港地区にふさわしい形態意匠とする。</p> <p>イ、ウ 省略</p> <p>第7 省略</p>

現行	変更案
<p>第4章 山手地区における景観計画</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>山手地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、「ア 山手地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(7) 山手町特定地区</p> <p><街並み形成></p> <p>a～d 省略</p>	<p>第4章 山手地区における景観計画</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>山手地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、「ア 山手地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(7) 山手町特定地区</p> <p><街並み形成></p> <p>a～d 省略</p>

現行	変更案
<p>e 駐車場（一戸建の住宅は除く。）の出入口となる部分は、道路に面する幅を小さくするなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状等により、やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>f 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3～第7 省略</p>	<p>e 駐車場（一戸建の住宅は除く。）の出入口となる部分は、道路に面する幅を小さくするなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状等により、やむを得ない場合は、<u>この限りでない。</u></p> <p>f 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3～第7 省略</p>

計画図1の7

現
行



----- 横浜市景観計画区域（関内地区）

■ 歴史的建造物（土木遺構も含む。）

■ 歴史的界隈形成エリア

図名：計画図1の7
歴史的界隈形成エリア

変
更
案



----- 横浜市景観計画区域（関内地区）

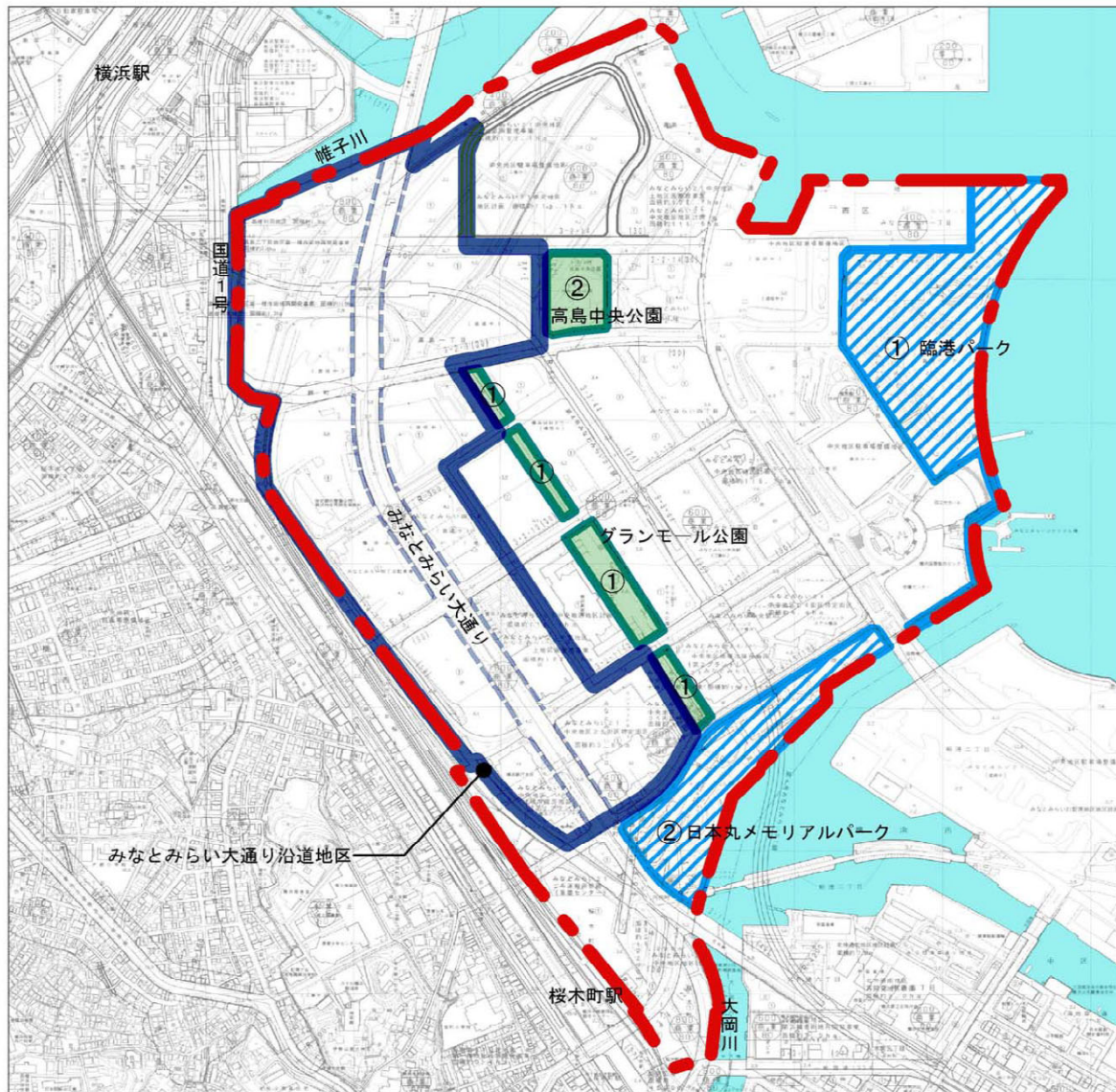
■ 歴史的建造物（土木遺構も含む。）

■ 歴史的界隈形成エリア

図名：計画図1の7
歴史的界隈形成エリア

計画図2

現行



【凡例】

- 横浜市景観計画区域（みなとみらい21中央地区）
- みなとみらい大通り沿道地区

壁面の位置の制限

----- 建築物の高さ3m以上を超える部分で道路境界線より4m以上の壁面後退

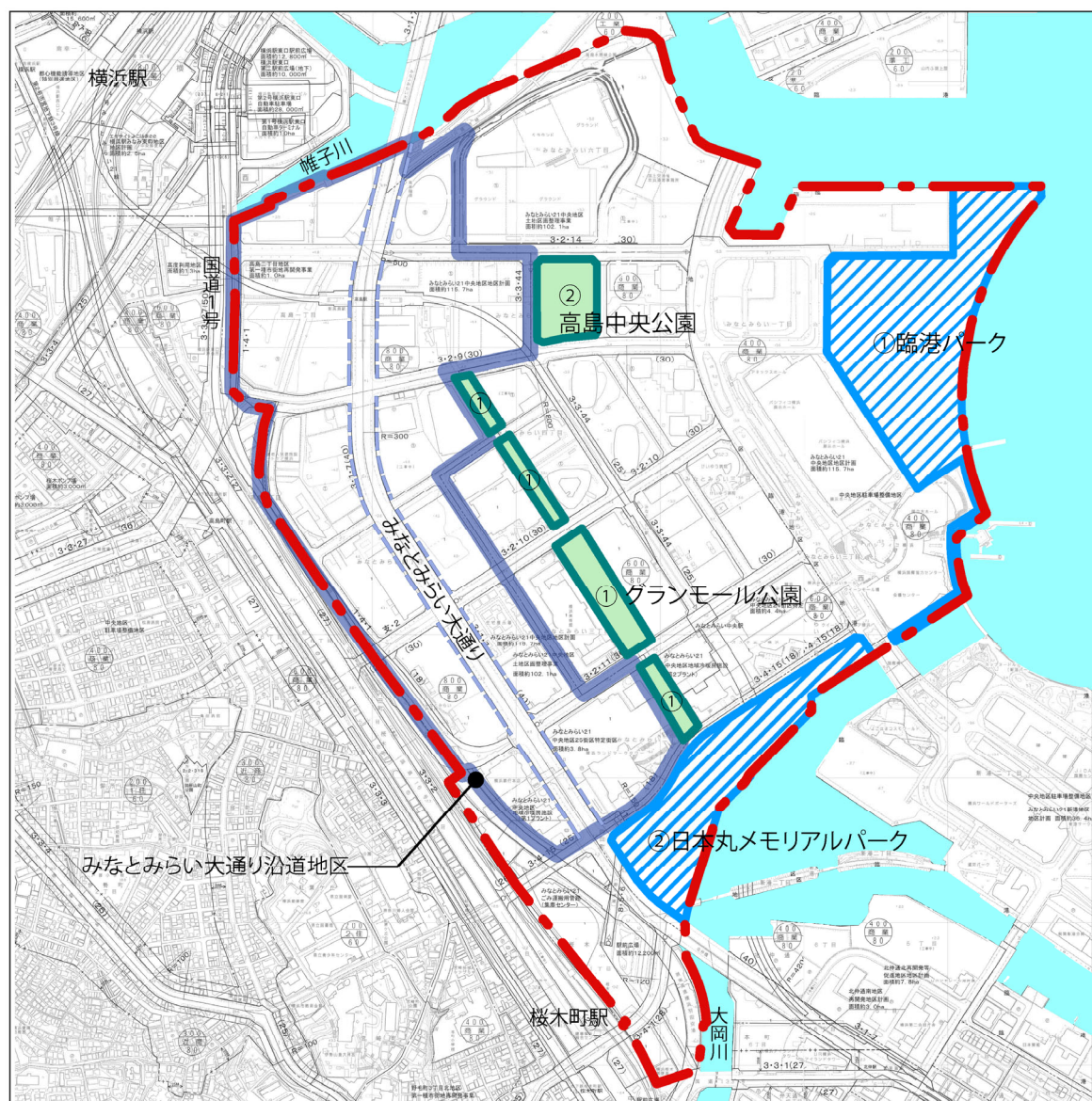
景観重要公共施設

景観重要道路：みなとみらい21中央地区内の全ての道路法2条に基づく道路

- 景観重要都市公園
 - ①グランモール公園
 - ②高島中央公園
- 景観重要港湾施設
 - ①臨港パーク
 - ②日本丸メモリアルパーク

図名：計画図2
 横浜市景観計画（みなとみらい21中央地区）区域等
 縮尺：1/2500

変更案



【凡例】

- 横浜市景観計画区域（みなとみらい21中央地区）
- みなとみらい大通り沿道地区

壁面の位置の制限

----- 建築物の高さ3m以上を超える部分で道路境界線より4m以上の壁面後退

景観重要公共施設

景観重要道路：みなとみらい21中央地区内の全ての道路法2条に基づく道路

- 景観重要都市公園
 - ①グランモール公園
 - ②高島中央公園
- 景観重要港湾施設
 - ①臨港パーク
 - ②日本丸メモリアルパーク

図名：計画図2
 横浜市景観計画（みなとみらい21中央地区）区域等

計画図3の1

現
行



【凡例】

--- 横浜市景観計画区域
 (みなとみらい21新港地区)

景観重要公共施設

景観重要港湾施設

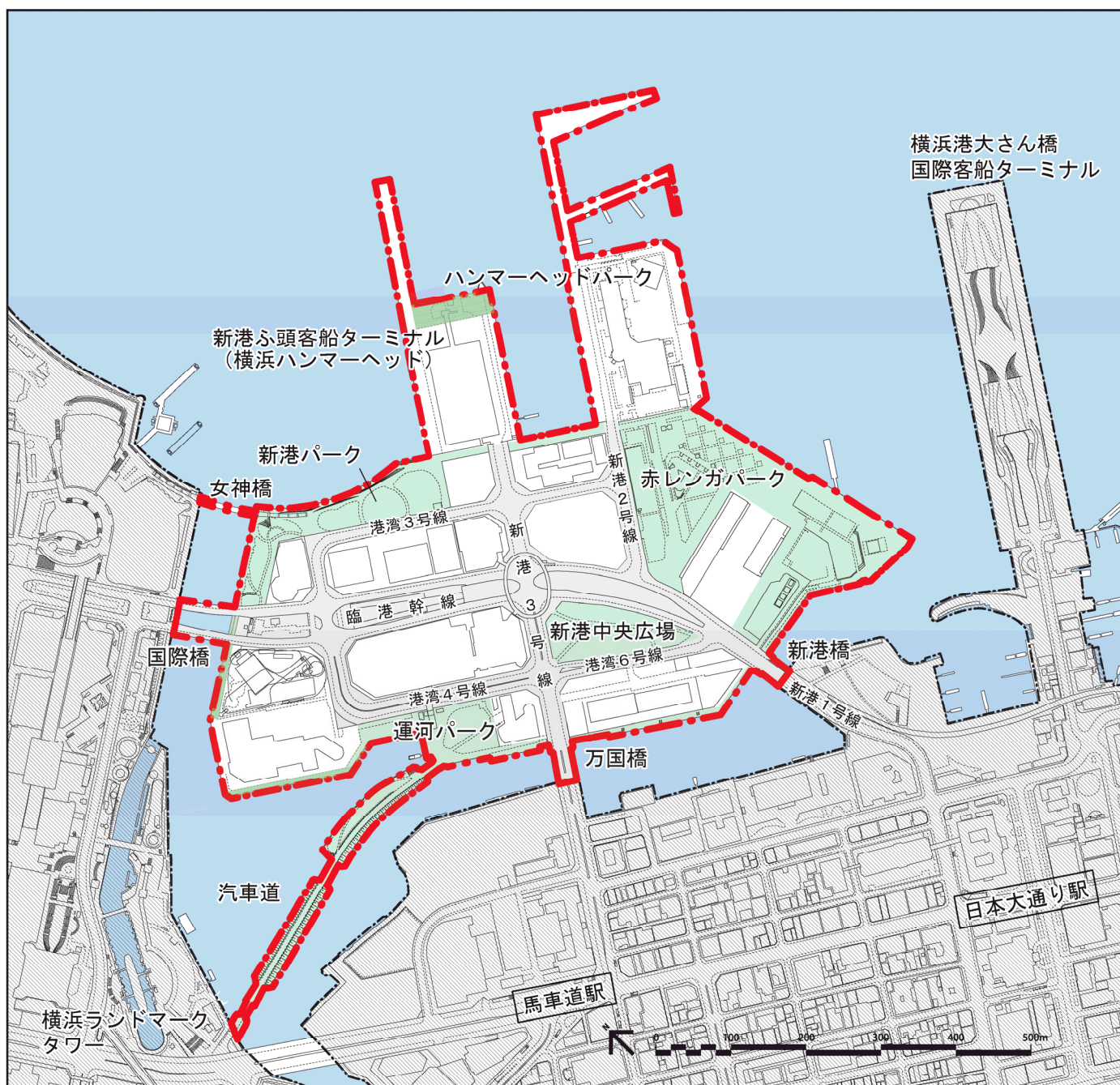
みなとみらい21新港地区内の全ての
 港湾法第2条に基づく緑地、道路

景観重要道路

みなとみらい21新港地区内の全ての
 道路法第2条に基づく道路

図名：計画図3の1
 横浜市景観計画（みなとみらい21
 新港地区）区域等
 縮尺：1/2,500

変
更
案



【凡例】

--- 横浜市景観計画区域
 (みなとみらい21新港地区)

景観重要公共施設

景観重要港湾施設

みなとみらい21新港地区内の全ての
 港湾法第2条に基づく緑地、道路

景観重要道路

みなとみらい21新港地区内の全ての
 道路法第2条に基づく道路

図名：計画図3の1
 横浜市景観計画（みなとみらい
 21新港地区）区域等